



市有施設におけるブロック塀等の調査結果について

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪北部地震によるブロック塀倒壊事故をうけて、市有施設(教育施設を除く)を対象にコンクリートブロック塀等について目視等による調査を実施し、その結果を取りまとめましたのでお知らせします。

1 調査対象

コンクリートブロック塀等を設置する市有施設(教育施設を除く)

2 調査方法

塀の高さ、厚さ、控壁の設置など建築基準法施行令による基準のうち、目視等により確認できる項目について、適合状況、劣化状況等を確認し、危険度の高い塀等を判断した。

3 調査結果

調査施設数	コンクリートブロック塀等を有する施設	
	危険度の高い塀等を有する施設	
286	94	40

- ・ 286 施設において調査を行った。
- ・ 40 施設で危険度の高い塀等を有しており、改修・修繕等の対策が必要であると判断した。

4 今後の対応について

調査により対策が必要と判明した 40 施設については、各施設の状況に応じ、詳細な調査や改修方針の検討を行った上で、ブロック塀の撤去やフェンスへの改修等を可及的速やかに実施します。

【問い合わせ先】

街づくり部建築保全課 ☎ 047-366-7369